

新潟県はまぐみ小児療育センター ボイラー設備等運転管理業務委託仕様書

新潟県はまぐみ小児療育センターボイラー設備等運転管理業務の実施に当たっては、委託契約書で定めるほか、この仕様書の定めるところに従い、誠実に行うものとする。

この仕様書中、「甲」、「乙」は、契約書に記載した甲、乙をいう。

1 設備の内容

乙は、次に掲げる設備の運転管理を行うものとする。

- (1) ヘンシェルボイラー（荏原ボイラ(株)製 HKL1800（ガス焚式）） 1 台
貫流式蒸気ボイラー（(株)日本サーモエナジー製 EQSH-2000NM（ガス焚式）） 1 台
- (2) 冷温水発生機（荏原冷熱システム(株)製 RCDGL028F（ガス焚式）） 1 台
- (3) 熱交換器（プール水昇温用、プール室暖房用、プール室給湯用、学校棟暖房用） 4 台
- (4) ストレージタンク 2 台
- (5) オートクレーブ器 1 台
- (6) 自家用電気需要設備（容量 1,000kVA） 一式
- (7) 自家用発電設備（容量 250kVA） 一式
- (8) ポンプ 24 台
 - ア 給水用 4 台
 - イ スプリンクラー用 1 台
 - ウ 消火栓用 1 台
 - エ 給湯用 2 台
 - オ 冷暖房用 1 台
 - カ ボイラー給水用 2 台
 - キ 清缶剤用 2 台
 - ク 冷却水用 1 台
 - ケ ボイラー付属給水用 4 台
 - コ 湧水用 2 台
 - サ 汚水用 2 台
 - シ 排水用 2 台

2 業務の内容

- (1) ボイラーについては、別紙 1「ボイラー設備の運転監視実施要領」に記載のとおりとする。
- (2) ボイラー以外の設備については、中央監視室に備え付けの各設備の取扱要領に記載のとおりとする。
- (3) 乙は、次に掲げる様式に所要事項を記録し、委託期間の翌年度から起算して 3 年間保存するものとする。
 - ア 汽缶業務日報（別紙 2）
 - イ ボイラー業務日常点検記録表（別紙 3）
- (4) 乙は、地震、火災、その他災害等が発生した場合、直ちに甲の関係部署に連絡の上必要な措置を講ずるとともに、その状況等について遅滞なく甲に報告するものとする。

3 作業員の配置及び委託時間

- (1) 乙はこの業務の作業員として、取扱作業主任者（1 級ボイラー技士の資格を有する者）及び一般作業員（2 級ボイラー技士以上の資格を有する者）の必要数を配置するものとする。

- (2) 作業員の勤務は、下記の委託時間に基づき、取扱作業主任者が作成する勤務割振表によるものとする。

なお、乙は、取扱作業主任者が作成した勤務割振表について、あらかじめ甲に提出し了解を得なければならない。

期 間		委 託 時 間
A期間 (夏期及び冬期)	7 月 1 日 ～ 9 月 15 日	午前 5 時 ～ 午後 9 時
	11 月 1 日 ～ 4 月 15 日	
B期間 (上記以外の期間)	4 月 16 日 ～ 6 月 30 日	午前 5 時 ～ 午後 7 時
	9 月 16 日 ～ 10 月 31 日	

注) A期間のうち冷房実施期間については委託時間を延長することがある。

(参考：R 7 年度 0 件)

- (3) 乙は、上記委託時間内は、委託業務を行うため資格を有する者を 1 人以上常駐させなければならない。また、勤務の交代に当たっては、十分な引継時間を設けること。

4 作業日誌の提出

乙は管理業務終了後、別紙 2 に定める汽缶業務日報を提出し、甲の確認を受けなければならない。

ボイラー設備の運転監視実施要領

1 業務内容

運転操作及び監視に当たっては、四季の気温の変化等に留意し、経済運転、快適条件などを勘案して適正に運転操作する。

2 設備の維持管理

設備の維持管理は、下記空気調和設備管理基準の定めるところによる。

記

空 気 調 和 設 備 管 理 基 準

機 器 名	作 業 項 目	点 検 周 期			
		日	週	月	6か月
ボ イ ラ ー	主蒸気圧力と温度の点検	○			
	安全弁の機能点検	○			
	水面測定装置の機能点検	○			
	ボイラ水の汚れ点検	○			
	自動制御装置の機能点検及び調整	○			
	ダンパ・ベーンの機能点検			○	
	ボイラ外部の汚れ点検			○	
	燃焼室内部の異状の点検		○		
	附属機器の損傷・腐食点検			○	
	付属配管の点検				○
ボイラー給水装置	給水装置の機能点検	○			
ガスバーナ	ガス量調整器の機能点検	○			
	燃料ガスの圧力などの点検調整	○			
	バーナーノズル・ニアノズルの異状の点検	○			
	フレイムアイの作動点検	○			
	蒸気圧力調整器・低水位スイッチの機能点検	○			
	着火装置の機能点検	○			
	プレヒータの機能点検	○			

汽 缶 業 務 日 報

事務長		課 長		係員		令和				天 候		外気温(℃)	室温(℃)	早 勤	日 勤	遅 勤	
						年 月 日 曜				晴		9:00					
						[]						15:00					
ガスメーター読み				使用量		累計(月間)		ボイラー		軟水器							
冷暖房	当日	〇		前日	〇		m ³ /day	m ³ /M	PH測定	清缶剤	一号	塩投入	流量計読み				
							〇	〇	一号	kg		Kg					
ボイラ	当日	〇		前日	〇		m ³ /day	m ³ /M	PH測定	清缶剤	一号	塩投入	流量計読み				
							〇	〇	二号	kg		Kg					
区 分 (圧力 Kg/cm ²)										区 分							
運 転 時 間	no.1ボイラー		～		～		暖 房 時 間	病 棟		～							
	no.2ボイラー		～		～			中央管理棟		～							
								診療・外来棟		～							
	冷温水機		～		～			訓練棟		～							
蒸 気 供 給 時 間	厨 房		～				冷 房 時 間	手術棟		～							
	no.1ｽﾄﾚｰｼﾞﾀﾝｸ		～					学校棟		～							
	no.2ｽﾄﾚｰｼﾞﾀﾝｸ		～					体育館		～							
	手術室(消毒)		～					ﾌﾟﾚｲﾙｰﾑ		～							
	洗濯室		～				電 気 室	病 棟		～							
	プール		～					中央管理棟		～							
	病棟乾燥室		～					診療・外来棟		～							
	空調機械室(加湿)		～					訓練棟		～							
								手術棟		～							
								電気室		～							
										連続運転中							
学 校																	
				当 日		メ-ﾀ-読み		前 日		使用量		累計(月間)					
電 気 (kwh)				〇		〇		〇		〇		〇					
水 道 (m ³)				〇		〇		〇		〇		〇					
ガ ス (m ³)				〇		〇		〇		〇		〇					
蒸 気 (ton)				0.0		0.0		0.0		0.0		0.0					

-記- ① 点検は、「ラ起動前、及び運転中に実施

② 点検結果が正常なら“レ”、異常なら“×”を記入する。(薬品等の補充で済む場合は除く。)

③ 異常の場合は、その処置等を“汽汽業務日報”に記載する。

事務長	課 長	担 当

号機 2026年 10月

			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
点検日 曜日			木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	
点検者																																		
点検時間			:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:
起動時間			:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:
停止時間			:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:
点検・保守内容			運転状態		運転 待機	運転 待機	運転 待機	運転 待機	運転 待機	運転 待機	運転 待機	運転 待機	運転 待機	運転 待機	運転 待機	運転 待機	運転 待機	運転 待機	運転 待機	運転 待機	運転 待機	運転 待機	運転 待機	運転 待機	運転 待機	運転 待機	運転 待機	運転 待機	運転 待機	運転 待機	運転 待機	運転 待機	運転 待機	
軟水器	再生用食塩量	(食塩層3cm以上)																																
	硬度テスト	(正常：青色)																																
給水タワ (HWT)	水位	(正常：90～93%)																																
	透明度	(正常：透明)																																
清缶剤	タワ内清缶剤の量	(正常：吸入線以上)																																
薬注 ホソノ 異音・漏れ (正常：無)																																		
燃料供給 ガス圧力 (正常：900～1300mmaq.)																																		
ガス漏れ検知器 (正常：0vol%)																																		
ガス漏れ臭 (正常：付臭剤の臭い無)																																		
補機	Hex装置	(正常：無)																																
	トリ装置	異音・漏れ・過熱 (正常：無)																																
	凝縮水回収装置	(正常：無)																																
真空度 (正常：-50～-200 Torr)																																		
給水ポンプ 異音・漏れ・過熱 (正常：無)																																		
ボイラ本体																																		
給水ポンプ 異音・漏れ・過熱 (正常：無)																																		
給水温度 (正常：30～50℃)																																		
水面計 漏れ (正常：無)																																		
水位 (正常：55～65%)																																		
押込通風機 異音・振動・過熱 (正常：無)																																		
煙道 漏れ・振動 (正常：無)																																		
起動装置 起動シーケンスの異常 (正常：無)																																		
火炎の状態 (正常：淡橙色～青色透明)																																		
ボイラ缶水PH (正常：11.0～11.8)																																		
ボイラ本体 漏れ (正常：無)																																		
断熱材 脱落・損傷 (正常：無)																																		
自動制御装置																																		
圧力制御 (正常：0.53～0.73MPa)																																		
燃焼制御 (正常:圧力制御連動ON-OFF制御)																																		
給水制御 (正常:水位55～65%ON-OFF制御)																																		
缶水ブロー																																		
水面計のブロー																																		
缶底ブロー																																		
全ブロー																																		
缶水電気伝導度 (正常：200～330mS/m)																																		
安全弁 前漏れ・損傷・振動 (正常：無)																																		

別 紙

新潟県はまぐみ小児療育センター 庁舎設備付帯業務委託仕様書

新潟県はまぐみ小児療育センター庁舎設備付帯業務の実施に当たっては、委託契約書で定めるほか、この仕様書の定めるところに従い、誠実に行うものとする。

この仕様書中、「甲」、「乙」は、契約書に記載した甲、乙をいう。

1 基本事項

この仕様書は業務の概要を定めたものであり、本仕様書に記載されていない軽微な作業については、契約金額の範囲内で行うものとする。

2 業務の内容

- (1) 建物施設及び物品に係る小修繕（簡易なものに限る。）
- (2) 簡易専用水道水に係る残留塩素の測定及び記録管理 52 回
- (3) 電気設備、消防用設備及び第一種圧力容器に係る定期検査時の立合い
- (4) 屋内照明灯の交換 一式（約 300 本）
- (5) 消防・防災訓練時における実施協力 12 回
- (6) 屋上等外部清掃
 - ア 屋上清掃 4 回／年（3・6・10・12 月）
 - イ 側溝清掃 1 回／週（年間）
 - ウ 外部清掃 隔 週（5・6・9・10・11 月）
 - エ 草刈り 隔 週（5・6・7・8・9 月）
- (7) プール棟・プール機械室の管理
 - ア シーズン前後のプール水張り、水抜き作業
 - イ プール副受水槽・バランシングタンク内部の清掃、水張り作業
 - ウ プール水の昇温及びろ過装置の運転作業（プール使用時、毎日）
 - エ プール熱交換器及びポンプ類の点検（熱交換器 3 台定期整備立会）
 - オ プール水残留塩素測定（1 日：6 回×2 ポイント）
 - カ プール塩素滅菌器への薬剤注入作業
 - キ プール温度記録測定 6 回/日
- (8) その他
 - 甲からの依頼による軽微な作業（カーテンの着脱等）

3 業務に要する経費の負担

業務に要する諸用具類、消耗品類、小修繕に要する部品交換等に係る費用、電気料、電話料及び水道料については、全て甲の負担とする。

4 作業報告書の提出

乙は上記 2 に掲げる各業務の終了後、別に定める作業報告書を提出し、甲の確認を受けるものとする。